

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 地方卸売市場の認定の申請（第三条・第四条）</p> <p>第三章 業務についての報告等（第五条―第八条）</p> <p>第四章 雑則（第九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）及び東京都地方卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第百五十四号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 （現行のとおり）</p> <p>第二章 地方卸売市場の認定の申請</p> <p>（認定の申請書の作成）</p> <p>第三条 法第十三条第二項に規定する認定の申請書は、別記第一号様式によらなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 開設及び卸売の業務についての許可等（第三条―第九条の二）</p> <p>第三章 業務についての規制及び監督（第十条―第十八条）</p> <p>第四章 雑則（第十九条・第二十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、東京都地方卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第百五十四号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>第二章 開設及び卸売の業務についての許可等</p> <p>（地方卸売市場の開設許可申請書及び添付書類）</p> <p>第三条 条例第四条の二第一項に規定する規則で定める許可申請書は、別記第一号様式による地方卸売市場の開設許可申請書とし、当該許可申請書に添える事業計画は、別記第二号様式による。</p> <p>2] 条例第四条の二第四項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 定款</p> <p>二 登記事項証明書</p> <p>三 役員の戸籍抄本及び履歴書</p> <p>四 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>五 貸借対照表</p> <p>六 損益計算書</p>

(削る)

(誓約書の提出)

第四条 法第十三条第一項の認定を受けようとするとき又は法第十四条において読み替えて適用する法第六条第一項の変更の認定を受けようとするとき若しくは同条第二項の変更の届出をするときは、条例第三条各号に該当しないことを誓約する書面を知事に提出しなければならない。

(削る)

七 条例第五条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

八 条例第五条第二項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

(物品の品質管理の方法)

第三条の二 条例第四条の二第二項第五号に規定する卸売の業務に係る物品の品質管理の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 施設の取扱品目、設定温度及び温度管理に関する事項

二 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

三 その他卸売の業務に係る物品の品質管理に必要な事項

(地方卸売市場の廃止許可申請書)

第四条 条例第六条第二項に規定する規則で定める許可申請書は、別記第三号様式による地方卸売市場の廃止許可申請書とする。

(卸売業務の許可申請書及び添付書類)

第五条 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める許可申請書は、別記第四号様式による地方卸売市場の卸売業務許可申請書とし、同条第五項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の戸籍抄本及び履歴書

四 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

五 別記第五号様式により作成した最近二年間における事業報告書

六 別記第六号様式により作成した当該事業年度開始後二年間における事業計画書

七 条例第九条第二号及び第四号から第六号までに掲げる者に該当しない

(削る)

ことを誓約する書面

(卸売業務廃止届出書)

第五条の二 条例第十条第二項に規定する規則で定める卸売業務廃止届出書は、別記第七号様式による地方卸売市場の卸売業務廃止届出書とする。

(削る)

(許可証)

第六条 条例第十一条に規定する許可証は、別記第八号様式による東京都地方卸売市場の開設許可証及び別記第九号様式による東京都地方卸売市場における卸売業務許可証とする。

(削る)

(事業の譲渡し及び譲受け認可申請書又は合併認可申請書若しくは分割認可申請書並びに添付書類)

第七条 条例第十二条第三項に規定する認可申請書は、別記第十号様式若しくは第十一号様式による事業の譲渡し及び譲受け認可申請書又は別記第十二号様式若しくは第十三号様式による合併認可申請書若しくは第十三号様式の二若しくは第十三号様式の三による分割認可申請書とする。

2 前項の認可申請書に添付する書類については、開設者に係る申請にあつては第三条第二項の規定を、卸売業者に係る申請にあつては第五条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「次に掲げる書類」とあるのは、事業の譲渡し及び譲受けに係る申請にあつては「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、法人の合併に係る申請にあつては「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、分割に係る申請にあつては「次に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と読み替えるものとする。

(削る)

第八条 削除

(買受人名簿)

(削る)

第九条 条例第十四条第二項の規定による提出は、毎年三月三十一日現在において調製した別記第十四号様式による買受人名簿によつて、速やかにしなければならない。

(受託契約約款届出書)

(削る)

第三章 業務についての報告等

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第九条の二 条例第十七条の二第一項に規定する規則で定める受託契約約款届出書は、別記第十五号様式による受託契約約款届出書とする。

第三章 業務についての規制及び監督

(せり人の資格)

第十条 条例第十八条第一項に規定する規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの

(せり人名簿)

第十一条 条例第十八条第二項の規定による届出は、毎年三月三十一日現在において調製した別記第十六号様式によるせり人名簿によつて、速やかにしなければならない。

(業務規程の変更承認申請書)

第十二条 条例第二十一条第一項に規定する承認申請書は、別記第十七号様式による業務規程の変更承認申請書とする。ただし、地方卸売市場の面積の変更のうち、市場ごとにその面積の十パーセント以内を増減するものについては、その提出を要しない。

(事業計画の変更届出書)

第十三条 条例第二十一条の二の規定による届出は、別記第十八号様式による事業計画の変更届出書によつてしなければならない。ただし、施設の種類、規模、配置又は構造の変更のうち、市場ごとに、卸売場、生鮮食料品等の保管所若しくは積込所又は駐車場の面積をその十パーセントを超えて増減するもの以外のものについては、この限りでない。

(名称変更等の届出)

第十四条 条例第二十二条の規定による届出は、その理由を附記し、かつ、同条第二号及び第三号に係るものについては、届出事項に係る内容を証明す

(事業報告書の作成)

第五条 法第十三条第五項第五号の表五の項(二)に規定する事業報告書は、別記第二号様式によらなければならない。

(運営状況報告書の作成)

第六条 法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項に規定する運営状況報告書は、別記第三号様式によらなければならない。

(削る)

(市況等に関する月例報告書)

第七条 条例第五条の規定による報告は、別記第四号様式により作成した市況等に関する月例報告書を、当該報告に係る月の翌月の末日までに提出してしなければならない。

(身分を示す証明書)

第八条 条例第六条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記第五号様式によるものとする。

第四章 雑則

(削る)

(区市町村との関係)

第九条 知事は、法第十三条第一項の申請を受理したとき、法第十四条において読み替えて準用する法第七条若しくは法第八条第二項の届出を受理し、若しくは法第十一条の認定の取消しをしたとき又は条例第九条の認定の取消しをしたときは、受理又は取消しの内容をその地方卸売市場が所在する区市町村の長に通知するものとする。

~~る書類を添えてしなければならない。~~

(事業報告書の作成)

第十五条 条例第二十三条に規定する事業報告書は、別記第五号様式によらなければならない。

(新設)

(卸売の価格の公表)

第十六条 条例第二十四条第二項の規定による公表は、価格を高値、中値及び安値に区分して行なわなければならない。

(市況等に関する月例報告書)

第十七条 条例第二十五条の規定による報告は、別記第十九号様式により作成した市況等に関する月例報告書を、当該報告に係る月の翌月の末日までに提出してしなければならない。

(身分を示す証明書)

第十八条 条例第二十六条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記第二十号様式によるものとする。

第四章 雑則

(公開による聴聞の手続)

第十九条 条例第二十五条の二第三項に規定する公開による聴聞の手続については、東京都中央卸売市場条例施行規則(昭和四十六年東京都規則第二百七十三号)第八十三条及び第八十五条の規定を準用する。

(区市町村との関係)

第二十条 知事は、条例の規定により地方卸売市場を開設しようとする者又はその開設者から許可、認可又は承認の申請があつた場合は、当該許可、認可又は承認の申請に係る内容をその地方卸売市場が所在する区市町村の長に通知するものとする。

別記第一号様式(第三条関係)

別記
第1号様式(第3条関係)

認定申請書

東京都知事 殿

年 月 日提出

(記載上の注意)
卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食品等の区分ごとに記載すること。

法人名
法人番号
住所
代表者の役職
及び氏名

卸売市場法第13条第1項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

取扱品目	実績(年度)	見込み(年度)	単位
		トン	トン
		千円	千円
		トン	トン
		千円	千円

(記載上の注意)

- 1 実績の欄には直近事業年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
- 2 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

- 4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意)

運営体制を組織図で示し、各部門を担当する役員の氏名、従業員数等を付記すること。

- 5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 直近事業年度の決算書(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)を添付すること。

(2) 上記(1)の決算書の勘定科目内訳明細書又は勘定科目内訳明細書に相当する書類を添付すること。

(3) 長期借入金がある場合には、その返済計画の内容が分かる書類を添付すること。

(記載上の注意)

- 1 添付する業務規程については、修正又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 1 卸売市場の名称

- 2 卸売市場の位置及び施設に関する事項

(1) 位置

(2) 施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月

別記第一号様式(第三条関係)

第1号様式(第3条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
住所 名称及び 代表者名	印
地方卸売市場の開設許可申請書	
東京都地方卸売市場条例第4条の規定により地方卸売市場の開設の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。	
地方卸売市場の名称	
地方卸売市場の位置	
取扱品目の部類	
受付欄	

(日本産業規格A列4番)

(前)

6 卸売市場の卸売業者に関する事項

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績 トン 千円	純資産額 千円	経常損益 千円	備考

(記載上の注意)

- 1 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近事業年度の数量及び金額を記載すること。
- 2 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

取扱品目	買 受 人	
	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意)

開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

(開設者の連絡先)

部署名:

TEL:

FAX:

e-mail:

第2号様式(第3条関係)

別記第二号様式(第三条関係)

東京都地方卸売市場事業計画書
市場名
開設者名

1 概要

位 置	用地規模 ㎡	建物規模 ㎡	事業費 千円	開場年月日 年 月 日

2 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の
み 年における見込

取扱品目	区 分	数 量 トン又は千本	金 額 千円	供給対象人口 万人

3 施設の種類、規模及び構造

(1) 建物

区分 種類	規模	構造	備考	区分 種類	規模	構造	備考

(2) 設備

区分 種類	構造	備考	区分 種類	構造	備考

(削る)

(削る)

第4号様式(第5条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
住所 名称及び 代表者名	印
地方卸売市場の卸売業務許可申請書	
東京都地方卸売市場条例第7条第1項の規定により地方卸売市場の卸売業務の許可を受けたため、関係書類を添えて、次とおり申請します。	
地方卸売市場の名称	
地方卸売市場の位置	
資本金又は出資の額	
役員 の 氏 名	
取扱品目の部類	
受付欄	

(日本産業規格A列4番)

第3号様式(第4条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
住所 名称及び 代表者名	印
地方卸売市場の廃止許可申請書	
東京都地方卸売市場条例第6条第1項の規定により地方卸売市場の廃止の許可を受けたため、関係書類を添えて、次とおり申請します。	
地方卸売市場の名称	
地方卸売市場の位置	
廃止する理由	
受付欄	

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式(第四条関係)

別記第四号様式(第五条関係)

別記第二号様式(第五条関係)

事業報告書

(年 月 日から 年 月 日まで)

開 設 者 殿
 年 月 日提出
 卸 売 市 場 名
 法 人 名
 代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第5項第5号の表5の項(2)及び東京都地方卸売市場条例施行規則第5条の規定により、事業報告書を提出します。

〔記載上の注意〕

1. 経理の状況については、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、株主資本等変動計算書及び個別正表を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

1. 組織に関する事項

(1) 事業の概要

(2) 事業運営組織(組織図を記載又は添付)

(3) 役員略歴及び持株数又は出資口数

役 職 名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	持株数又は 出資口数

(4) 従業員の状況

区分	男女別	人数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
営 業 関 係	男	人	歳	年	円
	女	人	歳	年	円
	小計	人	歳	年	円
	男	人	歳	年	円
	女	人	歳	年	円
事 務 関 係	男	人	歳	年	円
	女	人	歳	年	円
	小計	人	歳	年	円
	男	人	歳	年	円
	女	人	歳	年	円
合 計	男	人	歳	年	円
	女	人	歳	年	円
	合計	人	歳	年	円

第5号様式(第5条、第15条関係)

別記第五号様式(第五条、第十五条関係)

開 催 年 月 日	重 要 決 議 事 項	重 要 決 議 事 項 の 概 要

事業報告書

年 月 日から
 年 月 日まで

東京都知事 殿

年 月 日提出

氏名又は名称並びに

代表者の役職及び氏名

㊦

〔記載上の注意〕

重要決議事項とは、商法(明治39年法律第48号)に規定された法定決議事項、重要運営方針の決定、大口債権の負担、大口債権の設定及び大口の投資等をいう。

3 内部組織に関する事項

- (1) 事業運営組織
 (記載上の注意)
 組織図(取締役及び監査役等の別を付記すること。)で示し、これに各部門を担当する部長以上の役職員の氏名、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。
- (2) 役員略歴及び持株数又は出資口数

東京都地方卸売市場条例〔第7条の2第5項〕及び東京都地方卸売市場条例施行規則第23条

{ 第5条 } の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの事業報告書を提出します。

なお、経理の状況については、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別正表を添付します。

1. 事業の概要

(記載内容)

卸売業務に係る売上高及び経営収支の概要を記載すること。なお、兼業業務を営んでるときは、その部門別の事業の概要を記載すること。

2. 総会及び取締役会等の決議事項等

(1) 総会の決議事項

役 職 名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	持株数又は出資口数

開 催 年 月 日	決 議 事 項	決 議 事 項 の 概 要

2 卸売業務の状況

(1) 取扱品目別取扱高及び売上損益

種類	受託販売		買付販売		合計	
	数量 ()	金額 (千円)	数量 ()	金額 (千円)	数量 ()	金額 (千円)
当期合計 (A)						
前年同期 (B)						
前年同期 対比 (A/B)	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

- 種類の欄には、取扱品目の区分に依り、以下のとおり区分して記載すること。以下同じ。
 - 草果物 野菜、輸入野菜、果実、輸入果実、つげ物、島明、農産加工品、草果加工品及びその他
 - 水産物 生鮮水産物、冷凍水産物、水産加工品、塩干加工品及びその他
 - 花 菜 切花、鉢物、枝物、種実及びその他
 - 畜 肉 豚肉、鶏肉、肉類加工品及びその他
- 花菜の数量の単位は、切花にあつてはケース(100本を1ケースに換算する。)、鉢物にあつては鉢(1個1本とする。以下同じ。)、枝物の単位は、枝物にあつては束(100本を1束に換算する。)、種実にあつては本(1個1本とする。以下同じ。)
- 数量の欄には種類の欄の区分に依り、その単位を記載すること。以下同じ。

(2) 主要買付品の販売状況

買付品	(単位:千円)			
	期首繰越高 (A)	当期仕入高 (B)	期末残高 (C)	売上高価 A+B-C =(D)
売上高 (E) <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
買付販売損益 (E-D) <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
合計				

(記載上の注意)

- 買付品の欄には、当期の総買付販売高に占める買付品の割合が10.0分の5以上の場合はその品ごとに、10.0分の5未満の場合は「その他」として記載すること。

(5) 株主構成

区分	役員	従業員	出資者	買受人	開設者	その他	合計
株主数							
所有株式数							
所有株式数 の割合	%	%	%	%	%	%	100%

(6) 大口株主の名簿 (上位10位まで)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有株式数の割合
合計			%

(記載上の注意)

- 株式会社以外の団体については、「株主」とあるのは「出資者」と、「所有株式数」とあるのは「出資口数」と読み替えて記載すること。

(6) 大口株主の名簿(上位10位まで)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有株式数の割合
合計			%

(記載上の注意)

- 株式会社以外の団体については、「株主」とあるのは「出資者」と、「所有株式数」とあるのは「出資口数」と読み替えて記載すること。

4 卸売業務の状況

(1) 取扱品目別取扱高及び売上損益

種類	委託販売		買付販売		合計	
	数量 トン	金額 千円	数量 トン	金額 千円	数量 トン	金額 千円
当期合計 (A)						
前年同期 (B)						
前年同期 対比	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

- 種類の欄には、野菜、果菜、つげ物、乾物(加工水産物を除く。)、生鮮水産物(冷凍物を含む。)、加工水産物、牛肉、豚肉、その他の食肉、鳥卵、切花、鉢物、その他の花き等に区分して記載すること。

(3) 従業員の状況

区分	男女別		平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	男	女			
営業	常用	人	歳	年	円
	小計				
	小計				
関係	男				
	女				
	小計				
事務	男				
	女				
	小計				
合計	男				
	女				
	小計				

(4) 株主構成

区分	役員		従業員	出資者	買受人	その他	合計
	分	数					
株主							
所有株式数							
所有株式数の割合	%	%	%	%	%	%	100%

3. その他の状況

(1) 附帯業務の概況			
業務の内容	売上高	千円	附帯業務利益額
			千円

〔記載上の注意〕

附帯業務とは、自ら卸売業務を継続するために行う業務をいう。
〔例〕加工業務、パッケージ業務等〕

(2) 兼業業務の概況			
業務の内容	売上高	千円	兼業業務利益額
			千円

〔記載上の注意〕

兼業業務とは、固定を受けた卸売市場における卸売業務及び附帯業務以外の業務をいう。
〔例〕場内輸送及びその他不動産の賃貸業務等〕

(3) 他の法人に対する支配関係の概要

法人の名称 (所在地)	事業内容	資本金	売上高	当期純利益額	純資産額
()		千円	千円	千円	千円
()		千円	千円	千円	千円
()		千円	千円	千円	千円

〔記載上の注意〕

支配関係とは、他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。

- 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
- 卸売業者の専任取締役の業務に専事しているか、又は役員としていた者が役員の後半数又は代表する役員の後半数を超える関係
- 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の10.0分の1.0以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係

(8) 奨励金の支出状況

種類	支出基準 (%)	支出金額 (円)	支出金額に対応 する卸売金額 (円)	支出先の数	備考
出荷奨励金	定率 奨励金				
	小計				
特別奨励金	特別 奨励金				
	小計				
出荷奨励金 合計					
完納奨励金	定率 奨励金				
	小計				
特別奨励金	特別 奨励金				
	小計				
完納奨励金 合計					

〔記載上の注意〕

- 出荷奨励金 定率奨励金の項の支出基準の欄には、出荷高に於いて一定の率で支出された奨励金をその率で区分して記載し、特別奨励金の項の支出基準の欄には、荷主の本来負担すべき費用の負担、買受の見直し、需要の明確その他特別の理由に区分して記載すること。
- 完納奨励金 定率奨励金の項の支出基準の欄には、買受人の完納高に於いて一定の率で支出された奨励金をその率で区分して記載し、特別奨励金の項の支出基準の欄には、買受人が本来負担すべき費用の負担等に区分して記載すること。
- 備考欄には、特別奨励金の主な支出先、その支出金額等を記載すること。

6. 貸借対照表及び損益計算書の内訳

(1) 回収遅延売掛金明細表

住 所	手 方 氏名又は名称	当期発生高 円	当 期 未 残 高	
			発 生 年月日	金 額
		円		
合 計				

(2) 短期貸付金及び長期貸付金明細表

業務 の 種 別	貸 付 先 氏名又は 種 別	貸 付 使 途	利 率 %	貸 付 未 付 件	
				期 間	担 保
卸 売 業 務	短期貸付金				
	長期貸付金				
合 計					
販 業 業 務	短期貸付金				
	長期貸付金				
合 計					

(7) 定納奨励金の支出状況

種 別	支出基準	支 出 金 額	支 出 金 額 に 対 応 す る 卸 売 金 額	備 考
定率奨励金		円	円	
	小計			
特別奨励金				
	小計			
合 計				

〔記載上の注意〕

- 定率奨励金の項の支出基準の欄には、買受人の完納高に於いて一定の率で支出された奨励金をその率で区分して記載し、特別奨励金の項の支出基準の欄には、買受人が本来負担すべき費用の負担等に区分して記載すること。
- 備考の欄には、特別奨励金の主な支出先及びその支出金額等を記載すること。
- 兼業業務の概況

業 務 の 内 容	業 務 実 施 の 場 所	売 上 高	税 引 前 当 期 損 益
		千円	千円

別記第三号様式（第六条関係）

運営状況報告書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）
 東京都知事 殿
 年 月 日提出
 御売市場名
 法人名
 住所
 代表者の役職
 及び氏名

御売市場法第14条において読み替えて適用する同法第12条第1項の規定により、当該地方御売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）
 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

1 御売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績		年月日 （年月日から まで）	年月日 （年月日まで）
	数量	金額		
	トン	千円		
	トン	千円		
	トン	千円		
	トン	千円		
	トン	千円		

（記載上の注意）

- 1 実績の欄には直近事業年度の数量及び金額を記載すること。
- 2 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

（新設）

③ 短期借入金及び長期借入金明細表

科目	借入先	種類	借入条件		使 途	当期 未残高	借入先との 関係
			利率 %	期間 担保			
短期借入金						円	
	合 計						
長期借入金							
	合 計						

（記載上の注意）

種類の欄には、証書借入れ、手形借入れ、当座借り越し等の区分を記載すること。

④ 減価償却費明細表

業務 の種類	科目	資産の 取得原価		償却額 累計	資産の 期末残高	償却方法	償却範囲額に 対する過不足額		備考
		円	円				当期分	累計	
卸売業務		円	円	円	円		円	円	
	小計								
卸売業務									
	小計								
	合 計								

6 取引参加者の状況

(1) 卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経営利益
			トン 千円	千円	千円
			トン 千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 取扱実績、純資産額及び経営利益の欄は、直近事業年度の数量及び金額を記載すること。
- 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。

(2) 買受人の状況

取扱品目	買受人	
	卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意)

当該年度末時点において、開投者による承認や登録等を行っている者について記載すること。

(3) 取引参加者以外の事業者

業種	業者数

(記載上の注意)

当該年度末時点の状況を記載すること。

7 認定事項の経微な変更の状況

(1) 変更の内容

(2) 変更の理由

(3) 変更内容の施行年月日

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

(記載上の注意)

当該年度末時点の運営体制を組織図で示し、各部門を担当する役員の氏名、従業員数等を付記すること。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

(1) 直近事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）を添付すること。

(2) 上記(1)の決算書の勘定科目内訳明細書又は勘定科目内訳明細書に相当する書類を添付すること。

(3) 長期借入金がある場合には、その返済計画の内容が分かる書類を添付すること。

4 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

(1) 売買取引の結果等（卸売市場法第13条第5項第3号ロ）

(2) 売買取引の方法（卸売市場法第13条第5項第4号イ）

(3) 決済の方法（卸売市場法第13条第5項第4号ロ）

(記載上の注意)

インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURLを記載すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料(1)にあつては一例で構わない。)を添付すること。

5 監督措置の実地状況

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

取引参加者に対して講じた措置（指簿及び助言、報告及び検査、是正の求め等）のうち、主なものの実績を記載すること。

(記載上の注意)

- 1 卸売市場法施行規則第27条第2項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の経激な変更の届出書の提出に代える場合に記載すること。
- 2 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書(別記第1号様式)を添付すること。
- 3 卸売市場法施行規則第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- 4 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

(開設者の連絡先)

部署名：
T E L：
F A X：
e-mail：

(削る)

第6号様式(第5条関係)

年 月 日		事業計画書	
事 項		名 称	
		年	年
資 本 金(出資金)		千円	千円
役 員 数		人	人
従業員数(うち家族従業員)		人(人)	人(人)
売上金額(構成比)		千円 100%	千円 100%
内			
訳			
販 売 先(構成比)		千円 100%	千円 100%
内			
訳			
売上利益		千円	千円
営業費用		千円	千円
内 人 件 費		千円	千円
訳 そ の 他		千円	千円
純 利 益		千円	千円

(日本産業規格A列4番)

(削る)

(削る)

第8号様式(第6条関係)

開設許可第 号	東京都地方卸売市場の開設許可証	年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
	開設者名	
	東京都地方卸売市場条例第4条の規定により地方卸売市場の開設を許可します。	
	東京都知事	印

(日本産業規格A列4番)

第7号様式(第5条の2関係)

東京都知事 殿	住 所 名称及び 代表者名	年 月 日
	地方卸売市場の卸売業務廃止届出書	印
	東京都地方卸売市場条例第10条第1項の規定により地方卸売市場の卸売業務を廃止したいので、関係書類を添えて、次とおり届け出ます。	
地方卸売市場の名称		
地方卸売市場の位置		
廃止する理由		
廃止年月日		
受付欄		

(日本産業規格A列4番)

別記第七号様式(第五条の二関係)

別記第八号様式(第六条関係)

(削る)

(削る)

第10号様式(第7条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
譲渡人住所 名称 代表者名 所 称 譲受人住所 名称 代表者名	㊦ ㊦
事業の譲渡し及び譲受け認可申請書	
東京都地方卸売市場条例第12条第1項の規定により開設者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。	
事業の譲渡し及び譲受けに係る市場及び取扱品目の部類	
譲渡し及び譲受け予定年月日	
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
受 付 欄	

(日本産業規格A列4番)

第9号様式(第6条関係)

卸売業務許可第 号	東京都地方卸売市場における卸売業務許可証
名 称	
所 在 地	
卸売業者名	
東京都地方卸売市場条例第7条第1項の規定により地方卸売市場における卸売の業務を許可します。	
年 月 日	東京都知事 ㊦

(日本産業規格A列4番)

別記第十号様式(第七条関係)

別記第九号様式(第六条関係)

(削る)

(削る)

第12号様式(第七条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
住所 名称 代表者名	①
住所 名称 代表者名	①
事業の合併認可申請書	
東京都地方卸売市場条例第12条第2項の規定により開設者の事業の合併の認可を受けた いので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。	
合併後存続する法人 又は合併により設立 される法人の名称及 び住所	
開設の業務に係る市 場及び取扱品目の部 類	
合併の方法及び条件	
合併の予定年月日	
合併を必要とする 理由	
受付欄	

(日本産業規格A列4番)

第11号様式(第七条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
譲渡人住所 名称 代表者名	①
譲受人住所 名称 代表者名	①
事業の譲渡し及び譲受け認可申請書	
東京都地方卸売市場条例第12条第1項の規定により卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。	
事業の譲渡し及び譲 受けに係る市場及び 取扱品目の部類	
譲渡し及び譲受け 予定年月日	
譲渡し及び譲受けを 必要とする理由	
受付欄	

(日本産業規格A列4番)

別記第十二号様式(第七条関係)

別記第十一号様式(第七条関係)

(削る)

(削る)

第13号様式の2(第7条関係)

東京都知事 殿	住所 名称 代表者名 住所 名称 代表者名	年月日
事業の分割認可申請書		
東京都地方卸売市場条例第12条第2項の規定により開設者の事業の分割の認可を受けた いので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。		
分割により開設の 業務を承継する 法人の名称及び住所		
開設の業務及び に係る市場及び 取扱品目の部類		
分割の方法 及び条件		
分割の予定 年月日		
分割を必要とする 理由		
受付欄		

(日本産業規格A列4番)

第13号様式(第7条関係)

東京都知事 殿	住所 名称 代表者名 住所 名称 代表者名	年月日
事業の合併認可申請書		
東京都地方卸売市場条例第12条第2項の規定により卸売業者の事業の合併の認可を受け たいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。		
合併後存続する法人 又は合併により設立 される法人の名称及 び住所		
卸売の業務に係る市 場及び取扱品目の部 類		
合併の方法及び条件		
合併の予定年月日		
合併を必要とする 理由		
受付欄		

(日本産業規格A列4番)

別記第十三号様式(第七条関係)

別記第十三号様式の二(第七条関係)

(削る)

(削る)

第18号様式(第18条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
住所 市場名 開設者名 及び代表者名	印
事業計画の変更届出書	
事業計画を変更したいので、東京都地方卸売市場条例第21条の2の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
受付欄	

(日本産業規格A列4番)

第17号様式(第19条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
住所 市場名 開設者名 及び代表者名	印
業務規程の変更承認申請書	
東京都地方卸売市場条例第21条第1項の規定により業務規程の変更の承認を受けたいので、別添のとおり申請します。	
受付欄	

(日本産業規格A列4番)

別記第十七号様式(第十二条関係)

別記第十八号様式(第十三条関係)

第5号様式(第18条関係)

表

立入検査従事職員証明書	
第 号	号
職及び氏名	年 月 日 生
東京都知事	年 月 日

東京都知事 印

上記の者は、東京都地方卸売市場条例第6条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明します。

写真 押出

裏

東京都地方卸売市場条例第6条

第6条 知事は、法及びこの条例の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者（卸売をする市場の開設者を兼ねている場合に限る。以下同じ。）に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

縦 54 ミリメートル
横 86 ミリメートル

第20号様式(第18条関係)

表

立入検査従事職員証明書	
第 号	号
職及び氏名	年 月 日 生
東京都知事	年 月 日

東京都知事 印

上記の者は、東京都地方卸売市場条例第26条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明します。

写真 押出

裏

東京都地方卸売市場条例第26条

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

縦 54 ミリメートル
横 86 ミリメートル